

東北税政連だより

No.173

税理士の権益の維持とその拡大のために税政連があります

国会議員に税制改正を陳情

令和4年5月18日、参議院議員会館において、本連盟青木会長と吉田幹事長は舟山康江参議院議員を訪問し、災害損失控除制度の創設について陳情した。

青木会長が税理士会員に協力いただいた東日本大震災時の雑損控除の繰越期間の資料を基に5年で打

ち切りになったケースを説明し、議員は以前にも増して創設の必要性を理解いただいた。

なお、同様の説明を財務省主税局植松利夫総務課長にも行った。



税政連活動にご理解を

税政連の必要性について

税理士法第1条に定められた「税理士の使命」実現のため、税理士は日々業務遂行に励んでおりますが、税理士会は税理士法に基づく特別法人であるため、政治活動を行うことは制限されています。

これに対し税政連は、税理士会の建議に基づく要望を政治活動を通じて、側面から実現を図ろうとする団体です。

東北税理士政治連盟の目的

東北税理士政治連盟（「東北税政連」と略称）は、「東北税理士会の方針に沿い、税理士の社会的地位の向上を図るとともに、社会に適合する税理士制度及び公正な租税制度並びに民主的な税務行政の確立のため、必要な政治活動を行うこと」を目的としています。（東北税政連規約第3条）

また、東北税政連は、一党一派に偏しない、いわゆる「税理士党」の立場を貫いており、特定の思想・信条を支持するための団体ではありません。

東北税政連の活動内容

税制改正要望の実現のため、税理士制度に関する重要な課題解決のため、税理士会の意見が法律化できるように、あくまでも税理士会の活動に理解のある政党や国会議員等に対し、陳情活動を行っております。与党・野党・政党問わず陳情します。

東北税政連の活動は、東北税理士会所属会員にご負担をいただく会費により支えられております。

会員の皆様には、税政連活動にぜひともご理解をいただき、会費納入にご協力くださいますようお願いいたします。